

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	第六次村落給水計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との交換公文	第六次村落給水計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	60,000千円 H23.10.31まで	H21.3.13 コトヌで (同日)	日本側 岡村善文在ベナン 大使 ユロージュ・ア ンザイ 外務次官補代理	H21.3.30 165号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務を購入	670,000千円 H22.3.31まで	H21.3.13 コトヌで (同日)	日本側 岡村善文在ベナン 大使 ユロージュ・ア ンザイ 外務次官補代理	H21.3.30 166号
ベナン	第六次村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	第六次村落給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	981,000千円 H26.12.31まで	H21.7.7 コトヌで (同日)	日本側 岡村善文在ベナン 大使 パンフイール・グ トンジ 外務・アフリカ統 合・仏語圏・在外ベナン 人省次官	H21.7.24 389号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。